貨店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額を控除した額並びに同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額を控除した額の合計額との合計額を控除した額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

［一　略］

二　境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の従業者数（経済センサス活動調査規則により調査した令和三年六月一日現在における従業者数の確定数又はこれに相当する従業者数として総務大臣が別に定める従業者数をいう。以下この号及び次条第二号において同じ。）を当該都道府県の従業者数で除して得た率を乗じて得た額（政令第三十五条の二十第一項第一号の総務省令で定める額）

第七条の二の十　政令第三十五条の二十第一項第一号に規定する統計法第二条第四項に規定する基幹統計でサービス業に係るものの最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、経済センサス活動調査規則により平成二十八年六月一日現在により行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業別集計のうちサービス関連産業Ｂに関する集計第七表（サービス関連産業Ｂ（細分類）、単独・本所・支所（三区分）別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額及び収入を得た相手先別収入額―全国、都道府県）の表頭「総数」のうち「（収入を得た相手先別収入額）個人（一般消費者）」の表側「Ｋ　不動産業、物品賃貸業」の欄の額から「六八一　建物売買業、土地売買業」、「六九一　不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」、「六九二　貸家業、貸間業」、「六九四　不動産管理業」、「七〇一一　総合リース業」及び「七〇二　産業用機械器具賃貸業」の各欄の額を控除した額、表側「Ｌ　学術研究、専門・技術サービス業」の欄の額から「七二八　経営コンサルタント業」、「七二九　広告業」及び「七三〇　その他の事業サービス業」の各欄の額を控除した額、表側「Ｍ　宿泊業、飲食サービス業」の欄の額から「八〇一　飲食店」、「八〇二　持ち帰り・配達飲食サービス業」及び「八〇三　飲食店，持ち帰り・配達飲食サービス業以外の飲食サービス業」の各欄の額を控除した額、表側「Ｎ　生活関連サービス業、娯楽業」の欄の額から「八一一　洗濯・理容・美容・浴場業」、「八一二　その他の生活関連サービス業」及び「八一三　娯楽業」の各欄の額を控除した額、表側「Ｏ　教育，学習支援業」の欄の額から「八二一　学校教育」、「八二二　その他の教育，学習支援業」の各欄の額を控除した額、表側「Ｐ　医療，福祉」の欄の額から「八三一　医療業」、「八三二　保健衛生」及び「八三三　社会保険・社会福祉・介護事業」の各欄の額を控除した額、表側「Ｑ　複合サービス事業」の欄の額から「八四一　郵便局」及び「八四二　協同組合（他に分類されないもの）」の各欄の額を控除した額、表側「Ｒ　サービス業（他に分類されないもの）」の欄の額から「八五一　廃棄物処理業」、「八五二　自動車整備業」、「八五三　機械等修理業（別掲を除く）」、「八五四　職業紹介・労働者派遣業」、「八五五　その他の事業サービス業」、「八五六　政治・経済・文化団体」及び「八五七　宗教」の各欄の額を控除した額、表側「Ｓ　公務（他に分類されないもの）」の欄の額から「九一一　国家公務」及び「九一二　地方公務」の各欄の額を控除した額、表側「Ｔ　分類不能の産業」の欄の額から「九二一　分類不能の産業」の欄の額を控除した額とする。

［一　同上］

二　境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の従業者数（旧経済センサス基礎調査規則によつて調査した平成二十六年七月一日現在における従業者数又はこれに相当する従業者数として総務大臣が別に定める従業者数をいう。以下この号及び次条第二号において同じ。）を当該都道府県の従業者数で除して得た率を乗じて得た額（政令第三十五条の二十第一項第一号の総務省令で定める額）

第七条の二の十　政令第三十五条の二十第一項第一号に規定する統計法第二条第四項に規定する基幹統計でサービス業に係るものの最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）によつて平成二十八年六月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業別集計のうちサービス関連産業Ｂに関する集計第七表（サービス関連産業Ｂ（細分類）、単独・本所・支所（三区分）別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額及び収入を得た相手先別収入額―全国、都道府県）の表頭「総数」のうち「（収入を得た相手先別収入額）個人（一般消費者）」の表側「Ｋ　不動産業、物品賃貸業」の欄の額から「六八一　建物売買業、土地売買業」、「六九一　不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」、「六九二　貸家業、貸間業」、「六九四　不動産管理業」、「七〇一一　総合リース業」及び「七〇二　産業用機械器具賃貸業」の各欄の額を控除した額、表側「Ｌ　学術研究、